

令和7年1月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年1月7日（火）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が1月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員 小橋 勇二 会長

| | | | | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 1番 後藤 聖憲 委員 | 2番 竹尾 奈美 委員 | 3番 藤澤 奈美江 委員 | 4番 二村 啓二 委員 | 5番 亀井 伸一郎 委員 |
| 6番 首藤 重雄 委員 | 7番 城野 幸司 委員 | 8番 赤嶺 雅也 委員 | 9番 野上 政憲 委員 | 10番 上野 誠司 委員 |
| 11番 中野 定重 委員 | | | | |

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

大津 賢治 主幹

付議議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地証明願いについて
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長にお願ひいたします。

議長 それではしばらく議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。
よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議長 それでは、議席番号5番 亀井 伸一郎委員と、議席番号6番 首藤 重雄委員に議事録署名をお願ひいたします。
議案審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

次長 1ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和7年1月7日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 552 m² 外4筆 合計 1,910 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 399 m² 外1筆 合計 567 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 667 m² について、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

番号4、(畑) 1,960 m² 外1筆 合計 2,190 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号5、(田) 1,088 m² 外1筆 合計 1,527 m² について、空き家を購入し、付随する農地を耕作するため所有権を移転するものです。

番号6、(畑) 674 m² 外1筆 合計 1,308 m² について、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

番号7、(畑) 397 m² について、空き家を購入し、付随する農地を耕作するため所有権を移転するものです。

以上、3条申請7件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

12月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の4~6ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請7件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

亀井 委員 私、亀井より、12月26日に実施しました議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は大字1にある2筆と、大字2にある3筆の田で、これまで譲渡人によって耕作されていました。許可後は譲受人が水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畑で、菜園として利用されています。なお、譲受人の自宅は申請地より 300m ほどのところにありますが、国道の工事に伴い立ち退きになり、申請地横にある宅地及び住宅とともに農地を購入することです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅裏にある 1 筆の畑で、これまで管理されず譲受人宅に籠などが倒れ掛かっていたため、譲受人が籠や草を刈っていたとのことです。許可後は菜園として利用することです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人が営んでいる農園の中にある 2 筆の田で、ハウスが建っています。これまで譲渡人から借りていましたが、この土地を購入することです。許可後は引き続きハウスで花き類の栽培を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 5 の田については、売買により所有権を取得するものです。

譲受人は申請地近くの空き家を購入して居住しており、今回は付随する田 2 筆を取得するものです。許可後は水稻及び露地野菜を栽培することです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 6 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅横にある 2 筆の畑で、長年、譲受人が借りて耕作していましたが、最近は体調の関係で耕作していないとのことです。許可後は露地野菜を栽培することです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 7 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人が購入する住宅に隣接する 1 筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。許可後は露地野菜を栽培することです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 7 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第 8 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第 8 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 1 の田について、売買により所有権を取得するものです。このうち、大字 1 の 2 筆について報告します。

申請地は 2 筆の田で、これまで譲渡人によって耕作されていました。許可後は譲受人が水稻の作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 1 の田について、売買により所有権を取得するものです。このうち、大字 2 の 3 筆について報告します。

申請地は3筆の田で、これまで譲渡人によって耕作されていました。許可後は譲受人が水稻の作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われます。

番号7の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人が購入する住宅の隣にある1筆の畠で、現在は草刈等により管理されています。許可後は露地野菜を栽培することです。特に問題はないと思われます。

議長 続きまして、第19地区の川野推進委員さん。

川野 第19地区、推進委員の川野です。

推進委員 番号2の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畠で、菜園として利用されています。なお、譲受人は立ち退きの関係でこの農地のほかに、隣にある家を購入するとのことです。特に問題はないと思われます。

番号5の田について、売買により所有権を取得するものです。

譲受人は申請地近くの空き家を譲渡人から購入して居住しており、今回は譲渡人が所有している田を取得するものです。許可後は水稻及び露地野菜を栽培することです。特に問題はないと思われます。

議長 続きまして、第6地区の伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号3の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅裏にある1筆の畠で、これまで管理されず荒れていたため、譲受人が笹や草を刈って管理していたとのことです。

許可後は菜園として利用することです。特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 22 地区の吉良推進委員さん。

吉 良 第 22 地区、推進委員の吉良です。

推進委員 番号 4 の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の営む農園の中にあり、これまで譲渡人から借りていた土地です。許可後も引き続き「花き」類の栽培を行うとのことです。
特に問題はないと思われます。

議 長 続いて、第 9 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第 9 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 6 の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅横にある 2 筆の畠で、長年、譲受人が借りて耕作しています。許可後も菜園として露地野菜を栽培することです。
特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 - 「全員挙手」 -

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 7ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和7年1月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

8ページをご覧ください。

番号1、(田) 315 m² について、所有権を移転し、工場立地法による緑地として利用するものです。なお、本件については令和6年7月総会において、「農業振興地域整備計画の変更」で審議いただいた案件になります。農地の区分は2種農地となります。

番号2、(畠) 135 m² について、親子間で使用貸借権設定を行い、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号3、(畠) 246 m² 外1筆、合計 248.07 m² について、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

藤澤 委員 私、藤澤より、12月26日に実施しました議案第2号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、所有権を取得し、工場に付随する緑地として利用するものです。申請地は1筆の田で、これまで草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

番号2の畠については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畠で、これまで草刈等により管理されています。なお、申請地横の雑種地1筆も併せて利用する計画です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

番号3の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は2筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第8地区、佐藤推進委員さん。

佐藤政 委員 第8地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の田については、所有権を取得し、工場に付随する緑地として利用するものです。

申請地は工場の隣にある1筆の田で、これまで草刈等により管理されています。許可後は緑地として、芝生を張って管理することです。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 第 2 地区の木梨推進委員さん、お願ひします。

木 梨 第 2 地区、推進委員の木梨です。

推進委員 番号 2 の畑については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は住宅地の横にある 1 筆の畑で、トラクターなどで起こされています。ここは周りから一段高くなったところにあります。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 続きまして、第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 3 の畑については所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 2 筆の畑で、草刈り等により管理されています。周辺は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第3号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 10ページをご覧ください。

議案第3号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年1月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畳) 585 m² の土地については、平成12年頃から耕作しておらず、竹、雑木等が生い茂り、山林・原野化した土地になります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地となります。

番号2、(畳) 125 m² の土地については、昭和38年11月転用許可を受け、宅地として利用している土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化されたが、地目変更が未登記の土地になります。

番号3、(畳) 251 m² の土地については、昭和60年頃より倉庫、車庫が建築されていた土地で、現在は建物が取り壊されて更地をなっていますが、漁業関係の荷物置場、作業車両の駐車場として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

申請地は次の12ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願3件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第3号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第3号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 13ページとなります。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和7年1月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第1号）「令和7年1月7日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和6年12月末までに申し出がありました白杵市全域の集積表であります。中段やや下の
①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、6,416 m² 7筆、畠については、13,017 m² 21筆、合計面積は、19,433 m² 28筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が8名に対して、借り手は6名となります。各筆明細につきましては、3~5ページに掲載していますのでご覧ください。以上、簡単ではございますが、令和7年1月7日公告予定の農用地利用集積計画（第1号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次長 14ページとなります。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和7年1月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

大津 おはようございます。農林振興課の大津です。

主幹 それでは農用地利用集積等促進計画案につきまして、説明させていただきます。1ページをご覧ください。

2名がそれぞれ所有する畠2筆 4,291m² を、貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載していますので、ご覧ください。
次に3ページをご覧ください。

畠2,998m² を、貸し付けするものです。農用地の所在は4ページに掲載していますので、ご覧ください。
次に5ページをご覧ください。

畠3筆 2,753m² を、貸し付けするものです。農用地の所在は6ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。